



埼玉県報

第 658 号
令和 7 年(2025 年)
10 月 7 日
火曜日

目 次

告示

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 川越都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 超微量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第一課）
- 措置状況の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

佐久間 俊郎	花田 真毅	藤盛 圭太	岩竹 彰	大和田 聡子	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	指定障害区分
眼科	眼科	眼科	眼科	耳鼻咽喉科	診療科名
医療法人社団豊栄会 さだまつ眼科クリニック	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済 生会加須病院	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	杉戸いわたけ眼科	医療法人尚寿会 大生水 野クリニク	医療機関の名称
春日部市谷原新田二千 二百十三―一	加須市上高柳千六百八 十	所沢市東狭山ヶ丘四― 二千六百九十二―一	北葛飾郡杉戸町清地四 ―十一―二十四	狭山市水野四十九―十 九	医療機関の所在地
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年七月一日	指定年月日

小林 敬輝	北原 智康	長田 卓也	小池 直人	杉山 智宣
肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	音声・言語機能障害、そして機能障害、肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害
整形外科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
こばやし整形外科	埼玉医科大学病院	医療法人社団東光会 戸田中央リハビリテーション病院	医療法人社団武蔵野会 T M G あさか医療センター	医療法人蝸牛会 江原耳鼻咽喉科
加須市旗井三―十四―十七	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	戸田市新曽南四―一―二十九	朝霞市溝沼千三百四十―一	志木市本町五―二十三―二十六―百一
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

竹内 有子	金沢 優	田中 園子	伊 崎 祥子	増本 椋一
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
神経内科	脳神経外科	内科	脳神経内科	整形外科
医療法人社団協友会 埼玉回生病院	医療法人社団和風会 所沢中央病院	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	独立行政法人国立病院 機構 埼玉病院	小川赤十字病院
八潮市大原四百五十五	所沢市くすのき台三十一 八十一	吉川市平沼百十一	和光市諏訪二一一	比企郡小川町小川千五 百二十五
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

上西 正洋	小室 浩康	小林 一太	田村 潮	好本 裕平
心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由、ぼうこ う又は直腸機能障 害、小腸機能障害、 肝臓機能障害	肢体不自由
循環器科	脳神経内科	内科	内科	内科
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人鴻生会 小室 クリニック	所沢リハビリテーション 病院	よつば在宅クリニック和 光	医療法人社団協友会 埼玉回生病院
富士見市鶴馬千九百六 十七ー一	鴻巣市加美一ー三ー四 十八	所沢市中富千十六	和光市本町一ー十七齋 藤ビル四階四号室	八潮市大原四百五十五
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

石坂 真菜	佐藤 隆	田中 裕也	金川 誠一	泉本 浩史
じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害
内科 腎臓内科・透析	透析科	腎臓内科	透析科、内科	外科
医療法人祥大輝会 おばら内科腎クリニック	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	医療法人蒼龍会 武蔵嵐山病院	関越腎クリニック	医療法人社団和啓会 メデイクス草加クリニック
富士見市鶴馬二―十七 ―三十六	入間郡三芳町藤久保九 百七十四―三	東松山市上唐子千三百 十二―一	坂戸市末広町六―九	草加市氷川町二千百四 十九―三一階
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

早川 希	富田 瑞枝	小川 卓範	藤原 大士	末安 慶子
ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
泌尿器科	小児科	感染症呼吸器内科	呼吸器内科	腎臓内科
北戸田ナノ整形外科泌尿器科クリニック	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	防衛医科大学校病院	水村医院	医療法人社団石川記念会 所沢石川クリニック
戸田市新曽千九百九十 一 リノリーズ二〇一 号 室	和光市諏訪二―一	所沢市並木三―二	日高市原宿二百十六― 一	所沢市日吉町九―二十 二 いせきビル四階
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

大佛 智彦	金森 規朗	高野 祐樹	山下 重雄	足立 高弘
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
消化器外科	消化器外科	外科	外科	泌尿器科
医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	社会医療法人東明会 原田病院	社会医療法人財団石心 会 埼玉石心会病院	医療法人啓仁会 所沢ロ イヤル病院	社会医療法人ジャパンメ ディカルアライアンス 東埼玉総合病院
入間郡三芳町藤久保九 百七十四―三	入間市豊岡一―十三― 三	狭山市入間川二―三十 七―二十	所沢市北野三―一―十 一	幸手市吉野五百十七― 五
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

井利 雅信	熊澤 慶吾
肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
肝臓内科	外科
医療法人 埼玉成恵会 病院	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院
東松山市石橋千七百二十一	富士見市鶴馬千九百六十七―一
令和七年九月二十二日	令和七年九月二十二日

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

三谷 雄一	石川 剛久	本強矢 郁夫	北嶋 将之	風間 進	医師の氏名
肢体不自由	平衡機能障害、音声・言語 機能障害、肢体不自由	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障 害、じん臓機能障害	心臓機能障害、呼吸器機 能障害	指定障害区分
蔵市立病院	院 医療法人社団博翔会 桃泉園北本病	本強矢整形外科病院	朝比奈医院	社会医療法人 入間川病院	医療機関の名称
八 蔵市北町二―十二―十五	北本市深井三―七十五	― 秩父市下影森八百七十一	四―十七 久喜市西大輪千九百二十	狭山市祇園十七―二	医療機関の所在地
令和七年八月十五日	令和七年七月十日	令和七年六月十二日	令和七年四月三十日	令和三年九月十四日	辞退年月日

金子 聡	三嶋 明香
肢体不自由	視覚障害
医療法人秀和会 秀和 総合病院	医療法人社団昭恵会 杉浦眼科
春日部市谷原新田千二百	春日部市中央一―五十一―六
令和七年八月三十一日	令和七年八月二十二日

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・三・一号川越志木線、三・五・二十二号伊草戸守線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・一号川越志木線）

イ 追加する土地の区域

埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目

ロ 削除する土地の区域

埼玉県川越市大字木野目字新田、字六角及び大字今泉字西河原並びに比企郡川島町大字正直字山王町、字鍋谷町、字宮町、大字北園部字塚ノ腰、字亀ノ尻、大字戸守字山王、大字南園部字五反田、大字中山字内袋、字細田、字蛭田、かわじま一丁目、かわじま二丁目、大字上伊草字天神、字壁ヶ谷戸、字五反田、字宮前、字柳ノ下、字菅田、大字伊草字上宿並、字下宿後、大字下伊草字村前、字新田及び字瓦屋の各一部

（三・五・二十二号伊草戸守線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字伊草字上宿並の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月七日から令和七年十月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字宮前、大字上伊草字五反田、大字上伊草字後野、大字上伊草字天神、大字上伊草字壁ヶ谷戸、大字平沼字西、大字平沼字本村前、大字中山字蛭田及び大字飯島字榎戸の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月七日から令和七年十月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百六十号

新座市から新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十三号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十四号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

超微量分析装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

オリックス・レンテック株式会社 東京都品川区北品川5丁目5番15号大崎ブリックコア

5 落札金額

83,519,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年5月27日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年十月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年八月十五日

指令川建セ第〇六〇一一二号

二 検査済証番号

令和七年十月二日

川建セ第〇七〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字甘粕字向田千百八十九番一外十八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字今市百九十一番地

株式会社大産 代表取締役 大内 信人

告 示

埼玉県選管告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があつた。

令和七年十月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター	埼玉県熊谷市妻沼東三丁目百四番地	熊谷市長	六十人
熊谷市立別府体育館	埼玉県熊谷市西別府二千二百五十二番地一	熊谷市教育委員会	千人

告 示

埼玉県選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、行田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和七年十月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
二和田地区農村センター	埼玉県行田市大字和田二百八十番一	第二和田区自治会代表者	六十人

告 示

埼玉県選管告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和七年十月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫多目的ホール	埼玉県本庄市銀座一丁目五番十六号	本庄市長	七十人

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和七年十月七日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

令和 7 年度第 1 回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第 199 条第 9 項及び第 10 項並びに基準第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第 3 条第 1 項第 1 号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和 6 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 190 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和 7 年 4 月 15 日～令和 7 年 8 月 5 日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第 8 条に基づく実施計画を策定するとともに、同第 9 条ないし第 13 条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 2件(2機関)

番号	部局	機関	概要
1	福祉部	福祉政策課	令和6年度に締結した「県有施設(東地区)駐車場優先駐車区画塗装工事」ほか3件について、当初契約時の設計数量と施工実績に基づく実施数量に差が生じたため、変更契約を締結し契約金額を減額すべきところ、変更契約を行わずに当初契約の金額を支払ったことは著しく不適切であった。
2	教育委員会	義務教育指導課	「令和6年度埼玉県立伊奈学園中学校における地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業委託」について、次の点で不適切であった。 1 契約書では、個人情報保護に関する誓約書の提出を定めていたが、地域クラブ活動に従事した5名中4名について、提出させていなかった。 2 委託契約の仕様書では、統括責任者1名、指導者2名以上とし、統括責任者及び指導者には、指導経験等の要件を満たすものを配置することと定めていたが、統括責任者等の名簿、指導経験等の報告を求めていなかった。 3 委託契約の仕様書では、各月の指導者の勤務状況及び活動実績(生徒参加状況、活動日時、試合等参加日、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等)を翌月10日までに実績報告書により報告することと定めていたが、報告させていなかった。 4 地域クラブ活動の実施が当初の見込みを下回り、委託金額の変更が生じたことから、令和7年2月28日付けで変更契約を締結した。変更後の経費の内訳は、実施日数が5日から4日となったことなどから、対応する事業費は、405,856円から240,618円に減額していた。一方で、人件費は264,000円から448,000円に増額していたが、増額した理由を確認していなかった。見積書の内容を十分に確認しないまま、見積書に記載された金額で変更契約を締結していた。 5 業務委託の支払手続において、「指導者謝金」の根拠となる指導人数や勤務時間などの実績資料を提出させていなかった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 8件(8機関)

番号	部局	機関	概要
1	危機管理防災部	危機管理課	令和6年度に執行した「AED(自動体外式除細動器)」の購入について、契約金額が10万円以上であったため備品購入費で執行すべきところ、必要な予算措置を行わず需用費で執行していたことは不適切であった。
2	危機管理防災部	災害対策課	令和6年度に締結した「埼玉県新座防災基地植栽管理業務委託」について、契約書中に「各回の支払金額は別紙内訳書のとおり」と記載していたが、別紙内訳書を添付していなかった。 契約書に具体的な支払方法を明記しないまま分割して支払手続を行っていたことは不適切であった。
3	環境部	大気環境課	「令和6年度埼玉県電気自動車等導入費補助金に関する審査業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 委託契約の特記仕様書では、実施体制、責任者、実施方法、作業場所、スケジュール等を記載した実施計画書を県に提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、実施計画書を提出させていなかった 2 委託契約の特記仕様書では、受注者は、テストスケジュール、テスト内容、テストデータ内容等を記載したテスト計画を作成し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト計画の作成・承認のないままテストが行われていた。また、テスト実施後は、テスト内容、テスト結果、改善スケジュール等を記載したテスト報告書を提出し、県の承認を得なければならないと定めていたが、テスト報告書の提出・承認のないまま審査業務が行われていた。 3 委託契約の仕様書では、業務責任者の経歴及び従事者の名簿を提出すると定めていたが、名簿を提出させていなかった。
4	環境部	水環境課	令和6年度に締結した「埼玉県浄化槽維持管理情報自動集約システム運用保守業務委託」について、契約期間の始期が令和6年4月1日であったにもかかわらず、5月17日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
5	環境部	みどり自然課	令和6年度に締結した「自然ふれあい施設改修工事(緑森浚渫工ほか)」及び「北本自然観察公園長寿命化対策工事」について、増額の変更契約手続を行うことなく追加工事を行い、工事完成の直前に変更契約を締結したことは不適切であった。
6	福祉部	社会福祉課	「令和6年度埼玉県戦没者追悼式菊花壇設営業務委託」について、予定価格が埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えることから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。

7	県土整備部	県土整備政策課	建設工事紛争審査会（令和6年（調）第4号事件）の申請手数料について、調定伺の決裁前に納入通知書を発行していたことは不適切であった。
8	教育委員会	文化財・博物館課	令和6年度に締結した「県立川の博物館遊具改修及び撤去工事」について、工期延長に関する契約変更の執行伺をしていなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

（3）監査結果の報告に添える意見 1件（1機関）

番号	部局	機関	意見内容
1	教育委員会	人権教育課	令和6年度の「埼玉県ヤングケアラーサポートクラス」業務委託について、委託契約の仕様では、県は市町村教育委員会から本事業への申込みを受け、受託者は県からの依頼に基づき申込みのあった学校に対し、有識者等を派遣することになっていた。 本業務委託による講演会・相談交流会の開催時間は、「60分～120分（会場・対象により異なる）」と規定し、それに相当する金額を計上した契約金額を定めた。しかし、県と事業者の協議により、小中学校の通常の授業時間に合わせて業務を実施したことから、結果として60分未満での開催時間となり、仕様書で定めた所要時間を満たさない運用を行っていた。 令和6年9月26日付「監査の結果に関する報告」では、令和5年度に人権教育課が行った別の業務委託の実績が仕様書に定めた実施回数に満たなかったことについて、地方自治法第199条第10項に基づく意見を公表し、仕様書に基づく実施回数を確実に実施することや仕様書の内容を見直すなどの検討を要請していたが、本業務委託においても、仕様書に基づく運用が行われていなかった。 今後は、契約締結前に仕様書の内容を十分に精査するとともに、仕様書に定めた業務を確実に実施できるよう事業の執行体制を確保していただきたい。

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる

場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

- ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの
- イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの
- ウ その他監査委員が必要と認めるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、ねんりんピック推進課、こども政策課、こども支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、金融課、観光課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国植樹祭推進課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ＩＣＴ教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、人権教育課

警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、 装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査支援課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部
------	---

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和七年十月七日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	鈴木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	大宮北特別 支援学校	令和7年6月27日 (第629号)	令和6年3月に実施した中庭遊具定期点検の結果、「異常があり、 修繕又は対策が必要」で「使用不可」と判定された遊具について、修 繕などの抜本的な対策を行わず継続して使用していたことは、著しく 不適切であった。	再発防止のため、全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次 の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 令和7年1月の職員予備監査後、直ちに当該遊具の使用を中止した。 2 当該遊具の撤去及び新しい遊具の設置について、令和7年6月16日か ら令和8年1月30日までを工期とする工事請負契約を締結した。 3 管理職である事務部長、教頭及び校長並びに全事務職員で、遊具点検 に関して改めて点検の趣旨や遊具の安全性等について理解を深め、意識 共有を図った。今後点検等により遊具の不備を発見した場合は、点検結 果報告書回覧などにより、担当者、事務部長、教頭及び校長に速やかに 情報を共有し、使用中止や修繕等の対応を行うこととした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	浦和西高等学校	令和7年6月27日 (第629号)	令和5年度に締結した「浦和西高校グラウンド散水栓設備改修工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 事務職員全員が令和7年7月までに改めて出納総務課の財務研修（契約編）を受講し、契約事務の理解を深めた。 2 財務に関するチェックシート（契約編）に「執行伺」の欄を追加し、支出負担行為決議書の起案時に複数の職員がチェックすることで、契約変更時に執行伺の漏れがないか確認する体制を整えた。 3 契約進行管理チェックシートに「執行伺決裁日」と「変更契約執行伺決裁日」の欄を追加し、起案時と月1回の自己検査時にチェックシートを複数の職員がチェックすることで、執行伺の漏れがないか確認する体制を整えた。 4 チェックリスト（自己検査）の項目のうち「執行伺・契約伺は適正か」を「執行伺・契約伺は適正か（契約変更時を含む。）」に変更し、複数の職員がチェックすることで、執行伺の漏れがないか確認する体制を整えた。